

1-7 日本森林学会表彰規則

(目的)

第1条 日本森林学会定款第4条第5号に基づく表彰に関する業務は、この規則の定めるところによる。

(会員の表彰)

第2条 日本森林学会は、次の区分により会員等を表彰することができる。

(1) 日本森林学会賞 (Japanese Forest Society Award (JFS Award))

(2) 日本森林学会奨励賞 (Japanese Forest Society Young Investigator Award)

(3) 日本森林学会功績賞 (Japanese Forest Society Outstanding Contribution Award)

(4) 日本森林学会学生奨励賞 (Japanese Forest Society Student Award)

(5) Journal of Forest Research (略称、JFR) 論文賞 (JFR Award)

(6) 日本森林学会誌 (略称、日林誌) 論文賞 (Journal of the Japanese Forest Society Award)

(7) 日本森林学会学生ポスター賞 (Japanese Forest Society Student Poster Award)

2 前項の表彰は、賞状を授与して行う。

(日本森林学会賞)

第3条 日本森林学会賞は、本会会員であって、森林科学に関し画期的な業績によってとくに貴重な学術的貢献をなしたと認められる者に授与する。

2 前項の授賞の対象となる業績は、選考の当年を含まない過去5か年以内に発表された一つ又は一連の論文または著書等とする。

(日本森林学会奨励賞)

第4条 日本森林学会奨励賞は、本会会員であって、森林科学に関し優秀な論文又は総説等を発表し、独創性と将来性をもって学術的貢献をなしたと認められる者に授与する。

2 前項の授賞の対象となる業績は、選考の当年を含まない過去3か年以内に発表された論文又は著書等のうち一つとする。

3 前項の授賞の対象者は、推薦年度において、原則として40歳以下の者とする。

(日本森林学会功績賞)

第5条 日本森林学会功績賞は、本会会員であって、森林科学にかかわる研究、調査、教育、啓発普及もしくは出版文化活動、又は本会の運営に関し、特に顕著な功績があったと認められる者に授与する。

2 日本森林学会における通常の役職上の貢献は、原則として日本森林学会功績賞の授賞の対象業績としない。

(日本森林学会学生奨励賞)

第6条 日本森林学会学生奨励賞は、本会会員であって、森林科学に関し発展性の高い論文を発表し、今後の研究の展開が期待される者に授与する。

2 前項の授賞の対象となる業績は、選考の年を含む過去3か年以内に発表された論文又は著書等のうち一つとする。

3 前項の授賞の対象者は、前項業績の投稿時に学生である者とする。

(JFR 論文賞)

第7条 JFR 論文賞は、森林科学の学術的な発展に貢

献する独創的で国際的に優れた論文を、JFR に発表した著者に対して授与する。

2 授賞対象となるJFRの発行期間は、内規で別に定める連続する1年間とし、その中から原則として1編を選考する。

(日林誌論文賞)

第8条 日林誌論文賞は、森林科学の学術的な発展や林業など産業や社会の進歩に貢献する優れた論文を、日林誌に発表した著者に対して授与する。

2 授賞対象となる日林誌の発行期間は、内規で別に定める連続する1年間とし、その中から原則として1編を選考する。

(日本森林学会学生ポスター賞)

第9条 日本森林学会学生ポスター賞(以下、「学生ポスター賞」という)は、内規で定める優れたポスターを、日本森林学会大会で発表した学生会員に対して授与する。

(推薦)

第10条 本会会員は、日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞及び日本森林学会学生奨励賞の授賞に適すると思われる業績を表彰委員会に、また日本森林学会功績賞の授賞及び日本農学賞の本学会推薦業績に適すると思われる業績を理事会に推薦することができる。

(表彰委員会)

第11条 定款第61条第6号で定める表彰委員会の委員長は、表彰担当理事とし、委員は全ての代議員とする。

2 表彰委員会の開催は、総会にあわせて行うほか、電磁的方法により審議、議決を行う。(賞の審査・選考)

第12条 日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞及び日本森林学会学生奨励賞の各授賞候補業績の審査・選考は、表彰委員会が行う。

2 日本森林学会功績賞の授賞候補業績及び日本農学賞の本学会推薦業績の審査・選考は理事会が行う。

3 JFR 論文賞の審査・選考は、JFR 編集委員会が組織するJFR 論文賞選考委員会で行い、表彰委員長に報告する。

4 日林誌論文賞の審査・選考は、日林誌編集委員会が組織する日林誌論文賞選考委員会で行い、表彰委員長に報告する。

5 学生ポスター賞の審査・選考は、学生ポスター賞選考委員会が行い、表彰委員長に報告する。

6 賞の審査及び選考の方法は、透明性を高める観点から内規を定めて会員に公表するが、審査及び選考の過程は、公平性を確保する目的で非公開とする。

7 表彰委員長は、日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞、JFR 論文賞、日林誌論文賞及び学生ポスター賞の審査及び選考の結果を理事会に報告する。

(決定)

第13条 理事会は、表彰委員長からの報告に基づき、日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞、JFR 論文賞及び日林誌論文賞を決定する。また理事会は、日本森林学会功績賞並びに日本農学賞の本学会推薦業績の決定を行う。

2 理事会は、学生ポスター賞の決定を学生ポスター賞選考委員会に委任する。表彰委員長はその決定を理事会に報告する。

(表彰)

第14条 表彰は、毎年、原則として学術大会開催期間中に行う。

(内規)

第15条 表彰委員会は、本規則の定めのほか、その運営について、それぞれ別に定めることができる。

(規則の変更)

第16条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会及び総会の決議を経て、定めるものとする。

附 則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。

2. この規則は、平成26年3月26日から施行する。

3. この規則は、平成29年5月23日から施行する。

(付記) 林学賞のうち1編は白沢保美博士の業績をたえ白沢賞としていたが、白沢賞の選考方法の推移を検討した結果、1976年度から「林学賞」に呼称を統一することにした。1994年度から「林学賞」を「日本林学会賞」に呼称を変更した。1995年度から「日本林学会奨励賞」および「日本林学会功績賞」を新設した。2005年度より「日本森林学会賞」、「日本森林学会奨励賞」および「日本森林学会功績賞」に呼称を変更した。2009年度から「日本森林学会学生奨励賞」及び「JFR論文賞」を新設した。2011年度から「日林誌論文賞」及び「学生ポスター賞」を新設した。